

管理職の残業代問題、成果主義賃金、年俸制の労働法務  
～迫られる対応、固まりつつある判断枠組み、問われる是非～

日時：平成20年7月2日(水)午後2時00分～午後5時00分

会場：日進ビル 会議室

受講費：34,500円(お二人目から29,000円)  
(消費税、参考資料を含む)

講師 高橋正俊(たかはしまさとし)氏  
第一芙蓉法律事務所 弁護士

日本マクドナルド事件東京地裁判決を契機に、管理職の残業代問題について各企業としてもいよいよ全社的な対応を迫られています。

また、成果主義賃金制度の導入につきましては、成果主義賃金制度導入のための就業規則変更を有効としたノイズ研究所事件東京高裁判決が最高裁で確定し、有効に導入するための判断枠組みが固まってきました。

さらに、年俸制につきましては、年俸制と残業代の有無を中心に、年俸制の問題点がクローズアップされ、年俸制の是非が問われています。

### 1 管理職の残業代問題対応について

- (1) 管理監督者とは？
- (2) 日本マクドナルド事件・東京地裁判決
- (3) 管理監督者性を否定したその他の裁判例
- (4) 管理監督者性を肯定した裁判例
- (5) 「管理監督者の範囲の適正化について」
- (6) 残業代請求の時効は？

### 2 成果主義賃金制度の導入及び運用上の留意点

- (1) 成果主義賃金制度と従前の賃金制度の差異
- (2) ノイズ研究所事件東京高裁判決
- (3) エーシーニールセン・コーポレーション事件東京高裁判決
- (4) 成果主義賃金に関するその他の裁判例

### 3 年俸制の是非及び留意点

- (1) 年俸制と賞与の法的性格
- (2) 年俸制と残業代の有無
- (3) 年俸額改定における留意点

～質疑応答～

**【講師紹介】**平成9年 東京大学法学部卒業 平成13年  
弁護士登録(第54期) 同年 第一芙蓉法律事務所入所  
経営法曹会議会員 日本産業精神保健学会評議員 日  
本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会委員

主な著作「最高裁労働判例第Ⅱ期第4巻」(共著)経営法  
曹会議編日本経団連出版、「労働者派遣『期間超え』で注  
意すべき法的ポイント」(ビジネスガイド653号56頁)、「法  
令・判例にみるメンタルヘルス休職・復職時の判断Q&A」  
(労政時報3702号72頁)、「実務家のための法律基礎講座  
(21)年俸制(労政時報  
3711号付録)、ほか。

当社は、第二東京弁護士会継続研修団体として認定を  
受けております。  
このセミナーを受講すると、外部研修として3単位が認め  
られます。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。